

総務常任委員会資料
2023年(令和5年)12月12日
政策局企画・調整室

工場緑地面積率について

工場緑地面積率に関して、市内工場の現状を把握するため、明石商工会議所と連携し、アンケートを実施しました。

については、アンケートの結果と今後の取組方針(案)について報告します。

1 事業所アンケート

(1) 実施概要

① 兵庫県環境の保全と創造に関する条例対象工場(敷地面積1,000㎡以上9,000㎡未満)

ア 送付先

明石商工会議所の工業部会に加盟する事業所228社

イ 調査期間

令和5年9月1日(金)～令和5年10月11日(水)(当初9月29日〆切)

ウ 回答状況

配布数228件、回答数94件、回答率41.2%

内、県条例対象工場37件(緩和可能な区域:工専・工業・準工24件)

② 二見人工島の工場立地法対象工場(敷地面積9,000㎡以上、又は建築面積3,000㎡以上)

ア 送付先

二見人工島に立地する工場立地法に基づき届出のある事業所22社

イ 調査期間

令和5年9月1日(金)～令和5年10月11日(水)(当初9月29日〆切)

ウ 回答状況

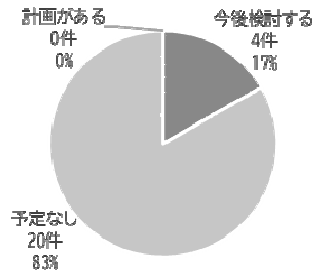
配布数22件、回答数18件、回答率81.8%

(2) 結果の概要

① 県条例対象工場（工専・工業・準工 24 社）

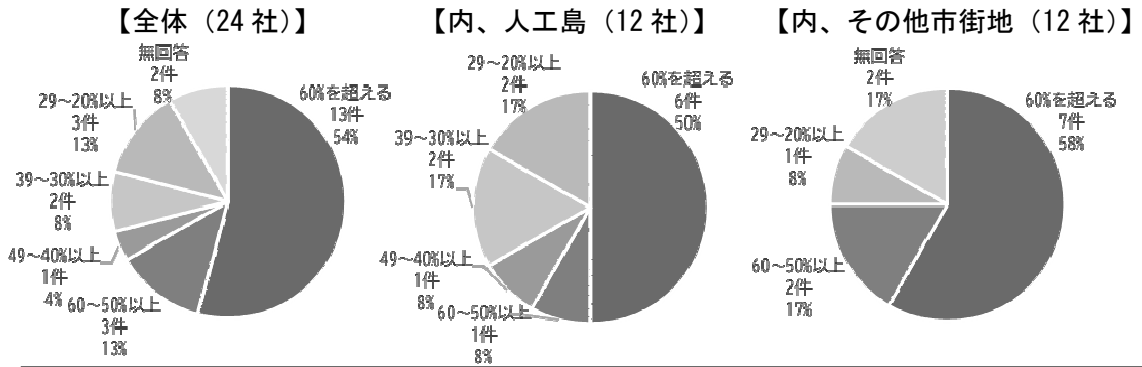
参考資料 1

ア 工場の新增設等のニーズと課題



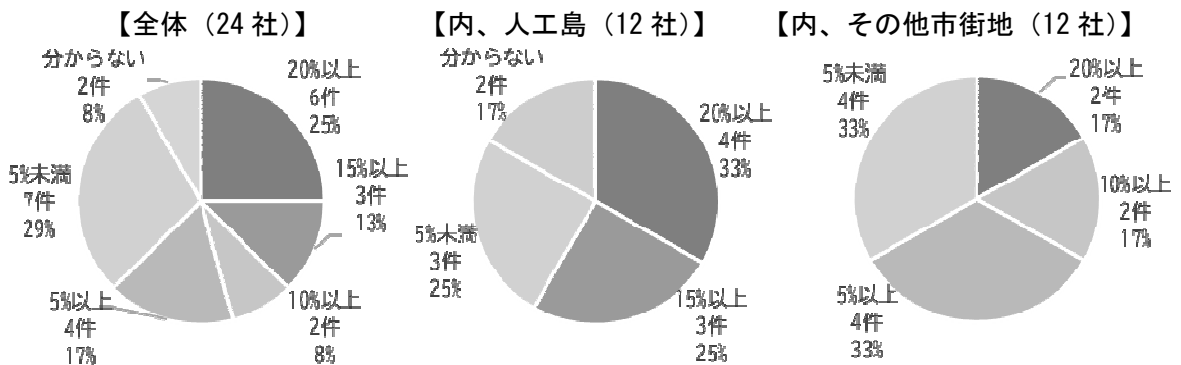
- すでに新增設等の計画がある事業者はなかったものの、今後検討する事業者が一定数存在した（4社）。
- 工場の新増設等に当たって、緑地面積率が課題となっている事業者が存在した（2社）。

イ 建ぺい率（建築面積／敷地面積）



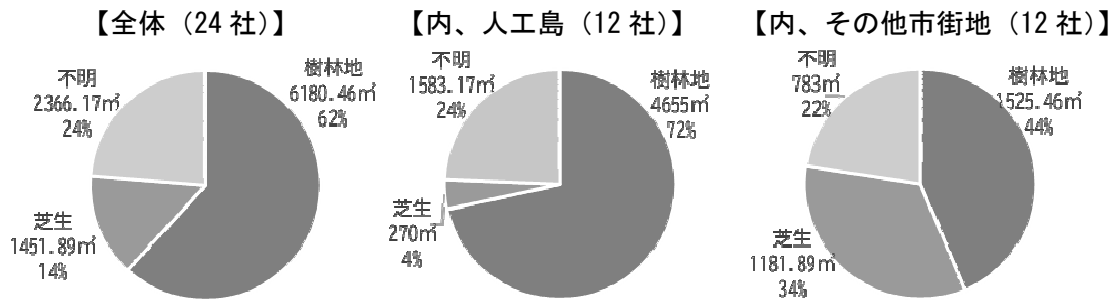
- 指定建ぺい率（60%）を超える事業所は、全体の 5.4 割であった（13 社）。
- 指定建ぺい率（60%）を超える事業所の割合は、人工島よりその他市街地の方が多い。

ウ 緑地の整備状況・緑地面積率



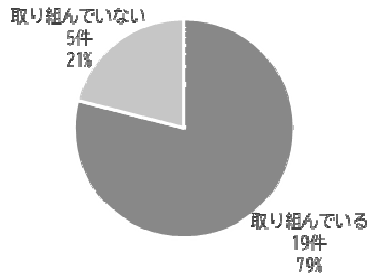
- 県条例が求める 20%以上の緑地面積を整備している事業所は全体の 2.5 割であった（6 社）。
- 緑地面積 10%以下の工場が約半数であった（11 社）。二見人工島以外の市街地では約 7 割であった（8 社）。

エ 緑地の整備状況・緑地の種別



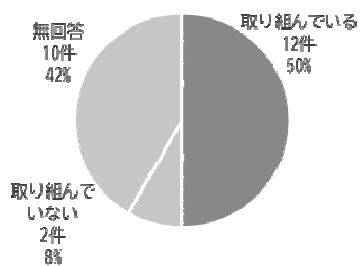
▶緑地の種別として、人工島では樹林地が整備されているが、市街地では芝の割合が多くなる。(人工島：樹林地 72%、芝生 4%) (市街地：樹林地 44%、芝生 34%)

オ 緑地の整備手法と課題



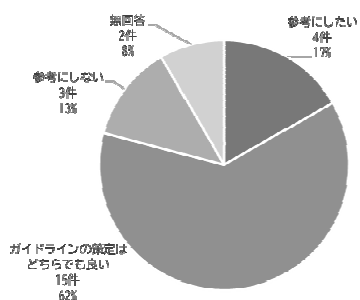
▶多くの事業所 (約 8 割) において、緑地の整備に当たり、周辺環境への配慮に向けた取組を実施していた (19 社)。
▶緑地整備の課題として、維持管理に関する課題 (人員・作業の煩雑) のほか、敷地不足が挙げられた。

カ 地域貢献活動と課題



▶半数の事業所において、地域貢献活動に取り組まれていた (12 社)。
▶「どのような取組が地域貢献となるのか分からない」、「人工島に立地しており、直接貢献する機会が少ない」という課題が挙げられた。

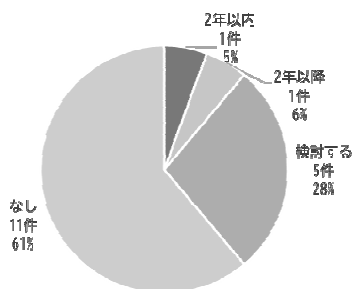
キ ガイドラインの策定と活用の意向



▶「参考にしたい (約 2 割)」、「策定はどちらでも良い (約 6 割)」を合わせると約 8 割であった (19 社)。

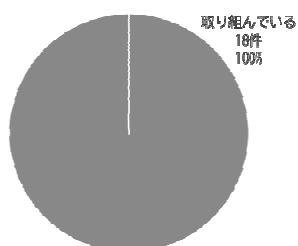
② 二見人工島の工場立地法対象工場（18社）**参考資料2**

ア 工場の新増設等のニーズと課題



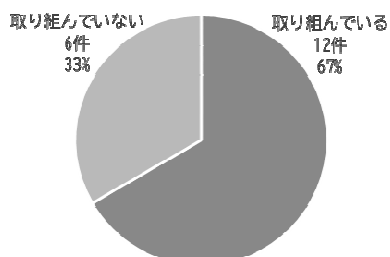
- ▶すでに新増設等の計画があると答えた事業者や今後検討する事業者は約4割であった（7社）。
- ▶工場の新増設等に当たって、条例で緩和後も緑地面積率等が課題となっている事業者が約6割であった（4社）。

イ 緑地の整備手法と課題



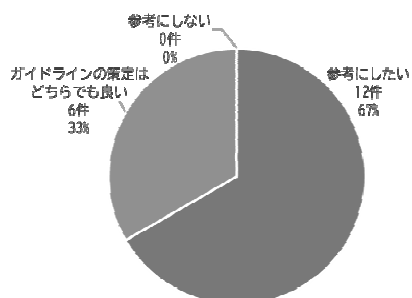
- ▶すべての事業所において、緑地の整備に当たり、周辺環境への配慮に向けた取組を実施していた（18社）。
- ▶緑地整備の課題として、維持管理に関する課題（費用・人員・作業量の増大）のほか、敷地不足が挙げられた。

ウ 地域貢献活動と課題



- ▶約半数の事業所において、地域貢献活動に取り組まれていた（12社）。
- ▶人工島という立地の特性上、直接貢献できる機会が少なく、取組内容が制限されるといった課題が挙げられた。

エ ガイドラインの策定と活用の意向



- ▶「参考にしたくない」という事業者が約7割（12社）となり、「参考にしたくない」という意見はなかった。

【参考①】 県条例対象工場（工専・工業・準工 24 社）における緑地の整備状況

緑地面積率		5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上
人工島	工専	3 件	0 件	0 件	3 件	4 件
その他市街地	工専	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	工業	2 件	3 件	2 件	0 件	2 件
	準工	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件

☐…緩和可能範囲

【参考②】 県条例対象工場（工専・工業・準工 24 社）における緑地面積の種別

緑地面積率			5%未満	5%以上	10%以上	15%以上	20%以上
人工島 6508 m ²	工専	樹林地	61 m ²	0 m ²	0 m ²	1,454 m ²	3,140 m ²
		芝生	70 m ²	0 m ²	0 m ²	200 m ²	0
		不明	0 m ²	60 m ²	0 m ²	0 m ²	1,523 m ²
その他市街地 3490 m ²	合計	樹林地	313 m ²	830 m ²	137 m ²	0 m ²	245 m ²
		芝生	26 m ²	64 m ²	465 m ²	0 m ²	627 m ²
		不明	0 m ²	783 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
	工専	樹林地	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
		芝生	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
		不明	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
	工業	樹林地	193 m ²	830 m ²	137 m ²	0 m ²	245 m ²
		芝生	0 m ²	64 m ²	465 m ²	0 m ²	627 m ²
		不明	0 m ²	120 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
	準工	樹林地	120 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
		芝生	26 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²
		不明	0 m ²	663 m ²	0 m ²	0 m ²	0 m ²

【参考③】 二見人工島の工場立地法対象工場における緑地面積率等（「工場緑地あり方検討会（R2.12月）」資料）

	工場敷地	緑地(合計)	緑地面積率 (平均)	環境施設等 (合計)	環境施設面積率 (平均)
南二見 (22 工場)	116.0ha	24.2ha	22.24%	30.2ha	26.13%

【参考④】 二見人工島の工場立地法対象工場における緑地配置等の状況（「工場緑地あり方検討会（R2.12月）」資料）

	樹林地	芝生等	合計
南二見 (22 工場)	8.1ha(33.5%)	16.1ha(66.5%)	24.2ha(45.7%)

【参考⑤】 工場立地法対象工場における緑地面積率緩和後の届出状況（R4.5月以降）

- ・緑地面積率が減少したもの 4 件（市街地 2 件、二見人工島 2 件）
- ・減少割合 0.08%～5%

(3) 結果の考察

① 緑地面積率の緩和のニーズ

- ・県条例対象工場においては、今後、建替え等を検討する事業所や現行の緑地面積率が新增設等の支障となっている事業所、緑地面積率の緩和を求める事業所が存在している。さらに、建ぺい率 60%を超えた事業所が多数存在することから、将来、建替え時等において、敷地不足となる事業所が一定数発生することが想定されることから、県条例による緑地面積率の緩和のニーズが認められる。
- ・二見人工島の工場立地法対象工場では現に新增設等の計画があるほか、緩和を求める事業所が存在することから、地域未来投資促進法による緑地面積率の緩和のニーズが認められる。

② 緑地面積率の緩和の影響

- ・県条例対象工場は、平成7年の条例施行以前から操業している工場が多いため、県条例が求める緑化基準を満たす工場が少ないという結果であった。また、市街地では人工島に比べて緑地の整備面積が少なく、緑地の種別を見ても、芝生の占める割合も多いことから、緩和により直ちに周辺地域の生活環境に著しい影響を与える可能性は低いと考えられる。
- ・二見人工島は、居住区域と区別されていることから、同じく緩和により直ちに周辺地域の生活環境に著しい影響を与える可能性は低いと考えられる。

③ 工場緑化等に関するガイドラインの策定

- ・事業者は、緑の持つ機能に着目し、良質な緑地の形成に取り組むほか、社会貢献活動についても、地域の声も聞きながら様々な取組を実施している。
- ・一方、有効な取組手法が不明であるとの意見や市が定めようとするガイドラインを参考にしたいという声があることから、ガイドラインの必要性が認められる。

2 今後の取組方針（案）

(1) 取組方針

- ・本市はまちづくりの方針として、「あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」に基づき、経済、社会、環境の三側面からの統合的な取組により相乗効果を生み出し、持続可能なまちづくりを進めることとしている。
 - ・そこで、工場緑地面積率においても、地域経済の活性化と工場周辺地域の生活環境との調和、地球温暖化対策等を促進するため、次のとおり三側面の取組を進める。
- ①経済面…**緑地面積率の緩和**により、敷地の利活用を図ることによって、生産性の向上や労働環境の改善、雇用の維持確保などを促進する。
 - ②環境面…**良質な緑地の形成**を図ることで、緑地の持つ多面的な機能をより一層向上させるほか、**CO2排出量の削減に向けた取組**により、対策が急務となっている脱炭素社会の実現に向けた取組を促進する。
 - ③社会面…事業者による**社会貢献活動**を通じて、地域社会との調和や融合を促進する。

(2) 取組内容

① 緑地面積率の緩和

ア 市街地の県条例対象工場

【現行】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000 m ² 未満 5,000 m ² 以上	敷地面積の 20%以上	増加面積の 20%以上	空地面積の 20%以上	—
5,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上				空地面積の 50%以上



【緩和後】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000 m ² 未満 5,000 m ² 以上	敷地面積の 10%以上 (準工) 5%以上 (工専・工業)		空地面積の 10%以上 (準工) 5%以上 (工専・工業)	—
5,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上				空地面積の 25%以上 (準工) 12.5%以上 (工専・工業)

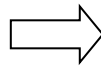
・緩和する率は、工場立地法に基づき市が定めている緑地面積率と同水準。

イ 二見人工島の工場立地法及び県条例の対象工場

i) 工場立地法対象工場

【現行】

緑地面積率	環境施設面積率
5%以上	10%以上



【緩和後】

緑地面積率	環境施設面積率
1%以上	1%以上

- ・地域未来投資促進法に基づき定めることができる面積率の下限
- ・同じ人工島の播磨町側における面積率と同水準

ii) 県条例対象工場

【現行】

上記アと同じ。

【緩和後】

敷地の規模	新設	敷地面積の増加	既設	新築・改築・増築
9,000 m ² 未満 5,000 m ² 以上	敷地面積の 1%以上		空地面積の 1%以上	—
5,000 m ² 未満 1,000 m ² 以上				空地面積の 2.5%以上

・緩和する率は、地域未来投資促進法に基づき市が定めようとしている緑地面積率と同水準

② 事業者による「良質な緑地の形成、CO2 排出量の削減、社会貢献活動」の促進

ア 「工場緑化等のガイドライン（要綱）」の策定 **別紙 1**

- ・対象は、工場立地法及び県条例の対象工場。
- ・内容は、策定に至った背景や趣旨、具体的な取組指針と優良事例等を記載。

イ 緑化アドバイザーの派遣制度の創設

- ・希望する事業者に対して、アドバイザー（緑化相談員）を派遣し、整備する樹木の選定や緑地の維持管理方法などのアドバイスを行う。

ウ 緑化に係る補助制度の創設（県の緑化補助事業に対する上乘せ）

- ・県民まちなみ緑化事業の対象となる取組について、市が上乘せ補助（整備費用の 1/4、補助上限 125 万円）を行う。

《県民まちなみ緑化事業》

	駐車場の芝生化	屋上・壁面の緑化
対象面積	最小規模 100 m ² 以上 駐車場区画の緑化率 50%	最小規模 100 m ² 以上
対象経費	整備費用の 1/2	整備費用の 1/2
補助限度額	最大 250 万円 or 1 万円/m ² ×芝生化面積の低い方	最大 250 万円

エ 事業者用太陽光発電システム導入支援補助金の周知

- ・自家消費型に対して、1 kw 当たり 5 万円（上限 100 万円）、R5 年度予算：500 万円。

オ 優良な取組の情報発信と表彰制度の創設

- ・事業者が取り組む優良事例を市HPなどで広報し、市民への情報発信を行うとともに、地域社会への貢献が顕著と認められる取組を行った事業者に対して表彰を行う。
- ・今後、市全体の緑化施策の一つとして、事業者等が整備した緑地の質を評価、認証する制度についても検討する。

(3) 今後のスケジュール

① 県条例対象工場（市内全域）

- 2024 年 1 月 パブリックコメント（取組方針（案））
- 2024 年 3 月 総務常任委員会報告（パブリックコメント結果）
- 2024 年 4 月 市告示（県条例の基準緩和）、ガイドラインの策定その他の取組の実施

② 二見人工島の工場立地法及び県条例対象工場

- 2024 年 1 月～ 地域未来投資促進法に基づく基本計画（素案）の作成に着手
- 2024 年 6 月 生活文化常任委員会報告（基本計画（素案）、条例（素案））
- 2024 年 7 月～ パブリックコメント（基本計画（素案）、条例（素案））
- 2024 年 8 月 兵庫県との事前協議
- 2024 年 9 月 生活文化常任委員会報告（パブリックコメント結果）、基本計画（案）の策定
- 2024 年 10 月 国へ基本計画の申請
- 2024 年 12 月 経済産業大臣による基本計画の同意
- 2025 年 3 月 明石市地域未来投資促進法地域準則条例の提案
- 2025 年 4 月 条例施行（工場立地法対象工場）、市告示（県条例対象工場）